

長崎電気軌道株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標① 計画期間内における男性の平均育児休業取得率を30%以上とする。

<対策>

令和8年4月～ 育児休業制度や復職後の処遇等についての周知を図り、男性でも取得しやすい環境を整える。

目標② 労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数平均を30時間未満とする。

<対策>

令和8年4月～ 毎月の法定時間外労働及び法定休日労働を個人別で管理し、管理職が把握することで業務量把握と適正配分を徹底する。また、計画的な採用活動を推進し、人員体制の強化と適正な人員配置を行い、法定時間外労働及び法定休日労働を削減する。

長崎電気軌道株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 目標及び実施時期・取組内容

<目 標>

女性の運転士を3人以上採用する。

<実施時期・取組内容>

令和8年4月～ 女性の応募を増やすため、毎年ホームページや求人票等の内容を見直し改定を行う。

電車運転免許取得から単独乗務までの教育研修については全て自社で実施しサポートを行う。

高校等で行われる企業説明会で女性運転士について積極的な説明を行う。

令和8年9月～ 勤務シフトの見直し（子育て世代に合わせたもの等）及びパートタイム勤務について検討を行う。

令和8年4月～ 女性運転士専用の更衣室設置について検討を行う。